

【介護分】事業概要

○ 介護職員処遇改善支援事業

(1) 対象事業所

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する介護サービス事業所又は介護保険施設(介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス)を含む。以下「介護サービス事業所等」という。)(※)

※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防福祉用具貸与並びに居宅介護支援及び介護予防支援については、本事業の対象外とする。

(2) 対象者

(1)に勤務する介護職員とする。また、介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

(3) 交付額

$a \times b \times c$ (1円未満の端数切り捨て)

a 一月当たりの介護報酬総単位数(基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む(令和4年2月サービス分以前の過誤調整分は含まない。))

b 1単位の単価

c サービス別加算率(表1)

(4) 対象事業所数

約1,700 事業所・施設(推計)

(5) 交付スキーム

- ① 県は、介護サービス事業所・施設等に対し、所管の広域振興局等を通じて、事業の申請受付開始を周知(申請様式は県HPからダウンロードで入手してもらう形を想定)。
- ② 各法人は申請書を県へ提出。
- ③ 県は、申請書を審査の上、申請者である法人に対し交付決定通知を発送する。
- ④ 国保連から介護サービス事業所等に対して交付額の支払いを行う。債権譲渡を行っている事業所等に対しては県が支払いを行う。
- ⑤ 各法人は、事業完了後、県に対し、必要書類と合わせて実績報告書を提出。
- ⑥ 県は、実績報告書を審査し、各法人に対し、額の確定通知を発送する。過払いがあった場合には、返還手続きを行う。

(6) 交付スケジュール

実施期間	内容
令和4年4月上旬 ～令和4年4月15日	法人からの申請書受付
令和4年4月中旬	申請書の審査、交付対象事業所リストの作成

～令和4年5月下旬	
令和4年6月中旬	県から交付決定通知の発送
令和4年6月下旬 ～令和4年11月下旬	国保連から交付額の支払い（債権譲渡を行っている事業所に対しては県から支払い）
令和4年11月下旬 ～令和5年1月31日	法人からの実績報告書受付
令和4年11月下旬 ～令和5年3月上旬	実績報告書の審査
令和4年11月下旬 ～令和5年3月下旬	額の確定通知の発送、過払いがあった場合には返還手続き

表1 介護職員処遇改善支援事業対象サービス別加算率

サービス区分	交付率
訪問介護	2.1%
夜間対応型訪問介護	2.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.1%
(介護予防) 訪問入浴介護	1.0%
通所介護	1.0%
地域密着型通所介護	1.0%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.9%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	1.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	2.1%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.6%
看護小規模多機能型居宅介護	1.6%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	2.0%
介護福祉施設サービス	1.4%
地域密着型介護老人福祉施設	1.4%
(介護予防) 短期入所生活介護	1.4%
介護保険施設サービス	0.8%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.8%
介護療養施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等 (老健以外))	0.5%
介護医療院サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (医療院)	0.5%

注 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を実施する事業所は、通所型は通所介護と、訪問型は訪問介護と同じ交付率を適用する。

